

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」  
対象森林率調査（現地調査業務）（中国・四国ブロック）仕様書

1 件名

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（中国・四国ブロック）

2 事業目的

我が国は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度に約38百万t-CO<sub>2</sub>の森林吸収量を確保する目標を掲げている。森林吸収量の計上対象となる森林は、「森林経営」が行われている森林に限定されており、育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業が行われた森林が該当する。

本業務は、育成林のうち、「森林経営」が行われている森林の割合（以下「FM率」という。）を現地調査により把握することを主な目的とする。

3 調査対象箇所

調査対象箇所数350点（うち現地調査186点、机上調査164点）で、具体的な調査箇所の所在市町村は別紙1（民有林）及び別紙2（国有林）のとおりとする。

ただし、調査対象箇所数については、後述の「4事業内容（1）」の結果、森林所有者の許諾が得られない場合やその他の事情により調査に支障がある場合は、林野庁担当者と協議の上、変更があり得るものとする。

調査対象箇所の詳細な位置情報は、林野庁から別途提供する（新規調査箇所は紙図面（一部GISデータあり）、再調査箇所はGISデータ（一部紙データあり））。現地調査における位置精度を維持するため、受託者は調査箇所ごとに、これらの情報から小班界と等高線等が入った地図データを準備し、調査機材にインストールして現地調査の際に使用することが望ましい。

4 事業内容

事業内容は以下の（1）から（5）に記載のとおりとする。

なお、事業の実施においては、林野庁担当者のほか、別途林野庁が発注を予定している令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）受託者（以下「指導取りまとめ事業者」という。）と十分に打合せ等を行い、受けた指導・助言に基づき調査結果の精度を確保する。

（1）森林所有者への通知、許諾の取得

民有林の現地調査に当たっては、林野庁より別途提供する森林所有者情報及び過年度業務において取得した許諾の意志を示した文書（以下「回答書」という。）により調査箇所の許諾の有無を確認すること。

森林所有者情報があり、かつ、回答書が確認できる場合は、あらかじめ森林所有者に対して調査実施に関する事前通知並びに近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査許諾を得るとともにアンケート結果の集計を行うこと。事前通知の結果、譲渡・相続等により森林所有者等が変更にな

っていることが判明した場合は、新たに森林所有者の把握、許諾等の手続きを行うこと。森林所有者の把握に当たっては、必要に応じて登記情報等を確認する。

なお、森林所有者の許諾取得及び近年の施業実施状況等の確認は原則として文書により行うこと。特に、調査対象箇所が分収造林地等森林所有者と森林の土地の所有者が一致しない場合は、森林の土地の所有者と森林所有者双方の許諾が必要となることに留意すること。

また、都道府県有林、市町村有林、国有林等において必要がある場合には、改めて入林許可を得るほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。

森林所有者へ送付する事前通知及び回答書等の様式については、林野庁より別途提示する。

許諾及び入林許可等については事前に取得することとし、許諾及び必要な入林許可等を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。また、現地調査の際には、許諾及び入林許可等の写しを携行すること。

## (2) 民有林に関する調査

### ア 現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況が適切に把握できるよう、施業痕跡、Ry（収量比数）等に関する調査<sup>\*</sup>を実施する（「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）を参照のこと。）。

※主な調査内容は次のとおり（詳細は調査マニュアル参照のこと。）

- ①1990年以降の施業痕跡の状況確認（施業の有無、確認された施業種、施業痕跡の実施時期、伐根の腐朽度・年輪の計測（年輪断面が腐朽しているなど、明確な計測が困難であるような場合には、鋸等で伐採断面を切断しなおして新たに断面を作って計測する。））
  - ②現況把握（地形、林内環境、植栽木の状況）
  - ③標準地調査（水平投影面積0.04haの円形プロットを対象小班内に1か所設置し、プロット内立木について、樹種、本数（区画別）、胸高直径（標準木20本）、樹高（標準木20本）を調査する。）
  - ④写真撮影（林相、伐根の状況を含む施業痕跡、プロット、駐車地点、所有者報告用）
  - ⑤到達経路の記録（現地でGPSにより記録（shape形式（ポイントデータ）））
- なお、①で痕跡が確認できなかった場合は、③を省略することができる。

### イ 調査結果の提出

アの調査結果については、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前

に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合はこれに従うこと。

### (3) 国有林に関する調査

#### ア 施業履歴の収集と分析・現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況を適切に把握するため、小班ごとの施業履歴データ等を活用した机上調査を実施するとともに、調査結果の精度検証のため、施業痕跡、Ry等に関する現地調査を実施する（現地調査内容は、民有林に関する調査と同じ。詳細は調査マニュアルを参照のこと。）。この際、受託者は、机上調査で使用する「小班実行管理リスト（国有林の小班ごとに施業実績等を整理した一覧）」データを、林野庁経営企画課担当部署から借用すること。

なお、現地調査に当たっては、事前に所管する森林管理署等と調整を図るものとする。

#### イ 調査結果の提出

アの調査結果については、机上調査のとりまとめ結果、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理し、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合は、これに従うこと。

### (4) 調査の品質管理

本業務の実行体制としては、技術士（林業分野）又は林業技師の資格保持者（以下「資格保持者」という。）を1名以上配置することとし、森林・林業に関する調査の知識や経験が少ない者を調査員として従事させる場合は、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査に必要な技術や経験を習得させた上で、従事させること。また、調査結果の誤りを少なくするため、指導取りまとめ事業者へ調査結果を提出する前に、内部でのチェック体制を設けること。

調査の実施に当たっては、調査結果の品質及び精度を確保するため、必要に応じて、指導取りまとめ事業者が開催する講習会に調査員を参加させ、指導・助言を受けること（少なくとも本調査に従事した経験のない調査員は講習会に参加すること。）。なお、講習会等への参加経費は、本業務に含むものとする。

指導取りまとめ業務において、指導取りまとめ事業者に対し、全国の現地調査対象箇所のうち5%以上を抽出し、調査結果の現地検証及び同行調査を求めることとしている。このため、これに応じるとともに、指導取りまとめ事業者の指導・助言

は真摯に受け止め、調査の精度向上に努めること。

講習会、調査結果の現地検証及び同行調査（過年度実施を含む）により指導取りまとめ事業者から調査に必要な技術や経験の不足を指摘された者については、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査結果の品質を確保するために必要な技術や経験を習得させた上で、調査に従事させること。

調査に使用する機材は、以下の表に示した性能を満たすもの又は同等の性能を満たすものを調達し、指導取りまとめ事業者の確認を受けるとともに、機材の使用方法及び調査方法の指導を受けるなど、調査精度を高める取組を行うこと。なお、樹高計測器の使用に当たっては、測定精度を確認し、結果について品質登録カード（林野庁が定める様式）に記載し、現地調査実施前までに指導取りまとめ事業者へ提出すること。

表 調査機材

機材の種類（品名）	要求する性能等
GPS	・位置精度：3.0m 2D-RMS 程度 ・感度：トラッキング時 -165dBm、捕捉時 -148dBm 程度
PDA	・GPS 受信機との Bluetooth 接続が可能 ・ナビゲーションソフトが動作し、GPS 受信機により取得したログを記録できるもの
PDA用ナビゲーションソフト	・移動経路をシェープファイル（ポイント）として出力し保存可能なもの ・シェープファイル以外のデータを変換して、シェープファイルとする場合は、他に GPX ファイルデータも同時に提出すること
直径割巻尺	・1 mm 単位で計測可能なもの
樹高計測器	・超音波式で樹高、斜距離、水平距離が測定可能なもの（トランスポンダー（応答器）とセットで使用）

※GPS、PDA、PDA用ナビゲーションソフトは、一体型のGPSシステムを使用しても構わない。その場合、シェープファイル及びGPXファイルとして出力したデータを指導取りまとめ事業者へ提出すること。

#### （5）森林所有者への調査結果の通知

指導取りまとめ事業者からの指示に基づき、森林所有者へ調査結果を発送すること。また、（1）で事前通知したにもかかわらず、諸般の事由により調査できなかった箇所の森林所有者等に対して、調査できなかった旨の通知を発送すること。なお、事前通知の際に調査実施の許諾を得られなかった所有者に対しては、通知を発送する必要はない。

#### 5 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和7年1月31日

#### 6 成果品

成果品について、令和7年1月31日までに下記のとおり納入すること。納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイ

ルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

- (1) 納入物品
  - 調査報告書 2部
  - 電磁記録媒体資料 1部
  - ※電磁記録媒体資料の内容
    - ・調査報告書
    - ・調査箇所に関する情報及び森林所有者情報を更新した調査箇所一覧表
    - ・調査手続書類(回答書、施業実施状況等アンケート、入林許可書、林道通行許可書等。ID番号毎に整理すること)の写し
  - (3の(2)イ及び(3)イで指導取りまとめ事業者に提出した調査結果の掲載は不要とする。)
- (2) 納入場所
  - 林野庁森林整備部森林利用課 森林吸収源推進班  
(調査報告書 1部 電磁記録媒体資料 1部)
  - 国有林野部経営企画課 経営計画班  
(調査報告書 1部)

## 7 資料閲覧等

本業務の実施に参考となる下記資料については、林野庁HPにて閲覧することが可能である([https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/ondanka/ondanka\\_zigyo.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html))。

- ・過年度における本事業調査報告書
- ・調査マニュアル

## 8 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を管理し、指導取りまとめ事業者に定期的に報告するほか、林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者の求めに応じて随時報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するため、林野庁担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、支出負担行為担当官 林野庁長官の承認を受け、本事業を第三者に再委託する場合には、本業務を通じて知り得た事項の情報の取扱いに関して必要且つ適切な監督を行い、(3)の規定による受託者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (7) 受託者は、契約後、現地調査開始前に、現地調査における実施体制図及び安全管理体制図(緊急連絡先を明記)を林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者に提出すること。なお、実施体制図には総括責任者、現地調査従事者及び調査結果取りまとめ責任者を記載すること。資格保持者については、その旨を実施体制図に記載し、

資格を証する書類を添付すること。

- (8) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等の算定根拠書類を確認する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
  - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
  - ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
  - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
  - ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (10) 受託者は本業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
  - イ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
  - ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
  - エ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
  - オ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

※昨年度調査内容との変更点

1. 1990年以降の施業痕跡が確認できなかった調査箇所は、標準地調査を省略することができる。  
(該当箇所：4 事業内容 (2) 民有林に関する調査 ア 現地調査の実施)
2. 森林所有者に対し、調査実施の事前通知を行う際、併せて近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し集計する。  
(該当箇所：4 事業内容 (1) 森林所有者への通知、許諾の取得)

別紙1 民有林調査箇所  
 現地調査  
 調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
1	中国・四国	31鳥取県	日野川	西伯郡南部町
2	中国・四国	31鳥取県	日野川	西伯郡南部町
3	中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
4	中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
5	中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡三朝町
6	中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡三朝町
7	中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
8	中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
9	中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡琴浦町
10	中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡三朝町
11	中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡八頭町
12	中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡八頭町
13	中国・四国	31鳥取県	千代川	鳥取市
14	中国・四国	31鳥取県	千代川	岩美郡岩美町
15	中国・四国	31鳥取県	千代川	岩美郡岩美町
16	中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡若桜町
17	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
18	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
19	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡川本町
20	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
21	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡邑南町
22	中国・四国	32島根県	江の川下流	浜田市
23	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
24	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
25	中国・四国	32島根県	江の川下流	江津市
26	中国・四国	32島根県	江の川下流	江津市
27	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡邑南町
28	中国・四国	32島根県	江の川下流	江津市
29	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
30	中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡邑南町
31	中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
32	中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
33	中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
34	中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
35	中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
36	中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
37	中国・四国	32島根県	斐伊川	仁多郡奥出雲町
38	中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
39	中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
40	中国・四国	32島根県	斐伊川	出雲市
41	中国・四国	32島根県	斐伊川	大田市
42	中国・四国	32島根県	斐伊川	出雲市
43	中国・四国	32島根県	斐伊川	出雲市
44	中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
45	中国・四国	32島根県	斐伊川	仁多郡奥出雲町
46	中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
47	中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
48	中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
49	中国・四国	32島根県	隠岐	隠岐郡五箇村
50	中国・四国	32島根県	隠岐	隠岐郡隠岐の島町
51	中国・四国	32島根県	高津川	鹿足郡津和野町
52	中国・四国	32島根県	高津川	鹿足郡津和野町
53	中国・四国	32島根県	高津川	益田市
54	中国・四国	32島根県	高津川	益田市
55	中国・四国	32島根県	高津川	益田市
56	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
57	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
58	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	高梁市



No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
59	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
60	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
61	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
62	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
63	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
64	中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
65	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
66	中国・四国	33岡山県	旭川	加賀郡吉備中央町
67	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
68	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
69	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
70	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
71	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
72	中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
73	中国・四国	33岡山県	吉井川	苫田郡鏡野町
74	中国・四国	33岡山県	吉井川	久米郡美咲町
75	中国・四国	33岡山県	吉井川	津山市
76	中国・四国	33岡山県	吉井川	苫田郡鏡野町
77	中国・四国	33岡山県	吉井川	美作市
78	中国・四国	33岡山県	吉井川	備前市
79	中国・四国	33岡山県	吉井川	津山市
80	中国・四国	34広島県	高梁川上流	神石郡神石高原町
81	中国・四国	34広島県	高梁川上流	神石郡神石高原町
82	中国・四国	34広島県	江の川上流	安芸高田市
83	中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
84	中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
85	中国・四国	34広島県	江の川上流	三次市
86	中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
87	中国・四国	34広島県	江の川上流	安芸高田市
88	中国・四国	34広島県	江の川上流	安芸高田市
89	中国・四国	34広島県	江の川上流	三次市
90	中国・四国	34広島県	太田川	廿日市市
91	中国・四国	34広島県	太田川	広島市
92	中国・四国	34広島県	太田川	広島市
93	中国・四国	34広島県	太田川	広島市
94	中国・四国	34広島県	太田川	広島市
95	中国・四国	34広島県	太田川	広島市
96	中国・四国	34広島県	太田川	山県郡安芸太田町
97	中国・四国	34広島県	太田川	山県郡北広島町
98	中国・四国	34広島県	太田川	山県郡豊平町
99	中国・四国	34広島県	太田川	廿日市市
100	中国・四国	34広島県	瀬戸内	福山市
101	中国・四国	34広島県	瀬戸内	東広島市
102	中国・四国	34広島県	瀬戸内	呉市
103	中国・四国	35山口県	山口	宇部市
104	中国・四国	35山口県	山口	美祢市
105	中国・四国	35山口県	山口	山口市
106	中国・四国	35山口県	山口	美祢市
107	中国・四国	35山口県	山口	山口市
108	中国・四国	35山口県	山口	山口市
109	中国・四国	35山口県	山口	山口市
110	中国・四国	35山口県	岩徳	周南市
111	中国・四国	35山口県	岩徳	周防大島町
112	中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
113	中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
114	中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
115	中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
116	中国・四国	35山口県	岩徳	周南市
117	中国・四国	35山口県	豊田	長門市
118	中国・四国	35山口県	豊田	長門市
119	中国・四国	35山口県	萩	萩市

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
120	中国・四国	35山口県	萩	山口市
121	中国・四国	35山口県	萩	萩市
122	中国・四国	36徳島県	吉野川	勝浦町
123	中国・四国	36徳島県	吉野川	美馬郡つるぎ町
124	中国・四国	36徳島県	吉野川	三好市
125	中国・四国	36徳島県	吉野川	名東郡佐那河内村
126	中国・四国	36徳島県	吉野川	勝浦郡勝浦町
127	中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	海部郡海陽町
128	中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	海部郡海陽町
129	中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	那賀郡那賀町
130	中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	那賀郡那賀町
131	中国・四国	37香川県	香川	高松市
132	中国・四国	38愛媛県	今治松山	伊予市
133	中国・四国	38愛媛県	今治松山	伊予市
134	中国・四国	38愛媛県	今治松山	東温市
135	中国・四国	38愛媛県	今治松山	東温市
136	中国・四国	38愛媛県	今治松山	今治市
137	中国・四国	38愛媛県	東予	西条市
138	中国・四国	38愛媛県	東予	四国中央市
139	中国・四国	38愛媛県	東予	西条市
140	中国・四国	38愛媛県	東予	四国中央市
141	中国・四国	38愛媛県	肱川	大洲市
142	中国・四国	38愛媛県	中予山岳	上浮穴郡久万高原町
143	中国・四国	38愛媛県	中予山岳	上浮穴郡久万高原町
144	中国・四国	38愛媛県	中予山岳	上浮穴郡久万高原町
145	中国・四国	38愛媛県	南予	北宇和郡鬼北町
146	中国・四国	38愛媛県	南予	宇和島市
147	中国・四国	38愛媛県	南予	南宇和郡愛南町
148	中国・四国	38愛媛県	南予	北宇和郡鬼北町
149	中国・四国	38愛媛県	南予	北宇和郡松野町
150	中国・四国	38愛媛県	南予	北宇和郡鬼北町
151	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡いの町
152	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	土佐市
153	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡いの町
154	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡仁淀町
155	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	土佐郡土佐町
156	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡いの町
157	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	長岡郡本山町
158	中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡いの町
159	中国・四国	39高知県	四万十川	高岡郡四万十町
160	中国・四国	39高知県	四万十川	宿毛市
161	中国・四国	39高知県	四万十川	高岡郡津野町
162	中国・四国	39高知県	四万十川	四万十市
163	中国・四国	39高知県	四万十川	宿毛市
164	中国・四国	39高知県	四万十川	四万十市
165	中国・四国	39高知県	四万十川	四万十市
166	中国・四国	39高知県	高知	香美市
167	中国・四国	39高知県	高知	香美市
168	中国・四国	39高知県	高知	高岡郡佐川町
169	中国・四国	39高知県	高知	高知市
170	中国・四国	39高知県	安芸	安芸市
171	中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡芸西村
172	中国・四国	39高知県	安芸	室戸市
173	中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡馬路村
174	中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡馬路村
175	中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡北川村
176	中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡北川村

別紙2 国有林調査箇所  
(ア)机上調査

ブロック	都道府県	計画区	調査箇所数	都道府県	計画区	調査箇所数
中国・四国	31 鳥取		32	36 徳島		6
		099_天神川	11		116_吉野川	3
		100_千代川	21		117_那賀・海部川	3
	32 島根		31	37 香川		2
		101_江の川下流	12		118_香川	2
		102_斐伊川	1	38 愛媛		7
		104_高津川	18		120_東予	3
	33 岡山		7		122_中予山岳	3
		105_高梁川下流	3		123_南予	1
		106_旭川	1	39 高知		46
		107_吉井川	3		124_嶺北仁淀	6
	34 広島		31		125_四万十川	21
		109_江の川上流	1		126_高知	2
		110_太田川	22		127_安芸	17
		111_瀬戸内	8	合 計		164
	35 山口		2			
		113_岩徳	2			

(イ)現地調査  
調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	計画区名称	森林管理局	森林管理署
1	中国・四国	31鳥取	千代川	近畿中国	鳥取森林管理署
2	中国・四国	32島根	高津川	近畿中国	島根森林管理署
3	中国・四国	32島根	高津川	近畿中国	島根森林管理署
4	中国・四国	34広島	太田川	近畿中国	広島森林管理署
5	中国・四国	34広島	瀬戸内	近畿中国	広島森林管理署
6	中国・四国	38愛媛	中予山岳	四国	愛媛森林管理署
7	中国・四国	39高知	四万十川	四国	四万十森林管理署
8	中国・四国	39高知	安芸	四国	安芸森林管理署
9	中国・四国	39高知	安芸	四国	安芸森林管理署
10	中国・四国	39高知	安芸	四国	安芸森林管理署